

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

秋田県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年11月30日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査(犯則事件の調査含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>1. 納税者からの申告や届出等による課税管理業務 2. 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 ※詳細は「(別添1)事務の内容」参照</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務総合システム
②システムの機能	<p>地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理を行う。</p> <p>1. 共通システム : 納税義務者の登録や税率・コード等の管理業務を行う。 2. 課税管理システム: 申告や届出等をもとに課税、減免等の課税業務を行う。 3. 収納管理システム: 収納、還付、充当等の収納管理業務や督促状等送付や滞納整理業務を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

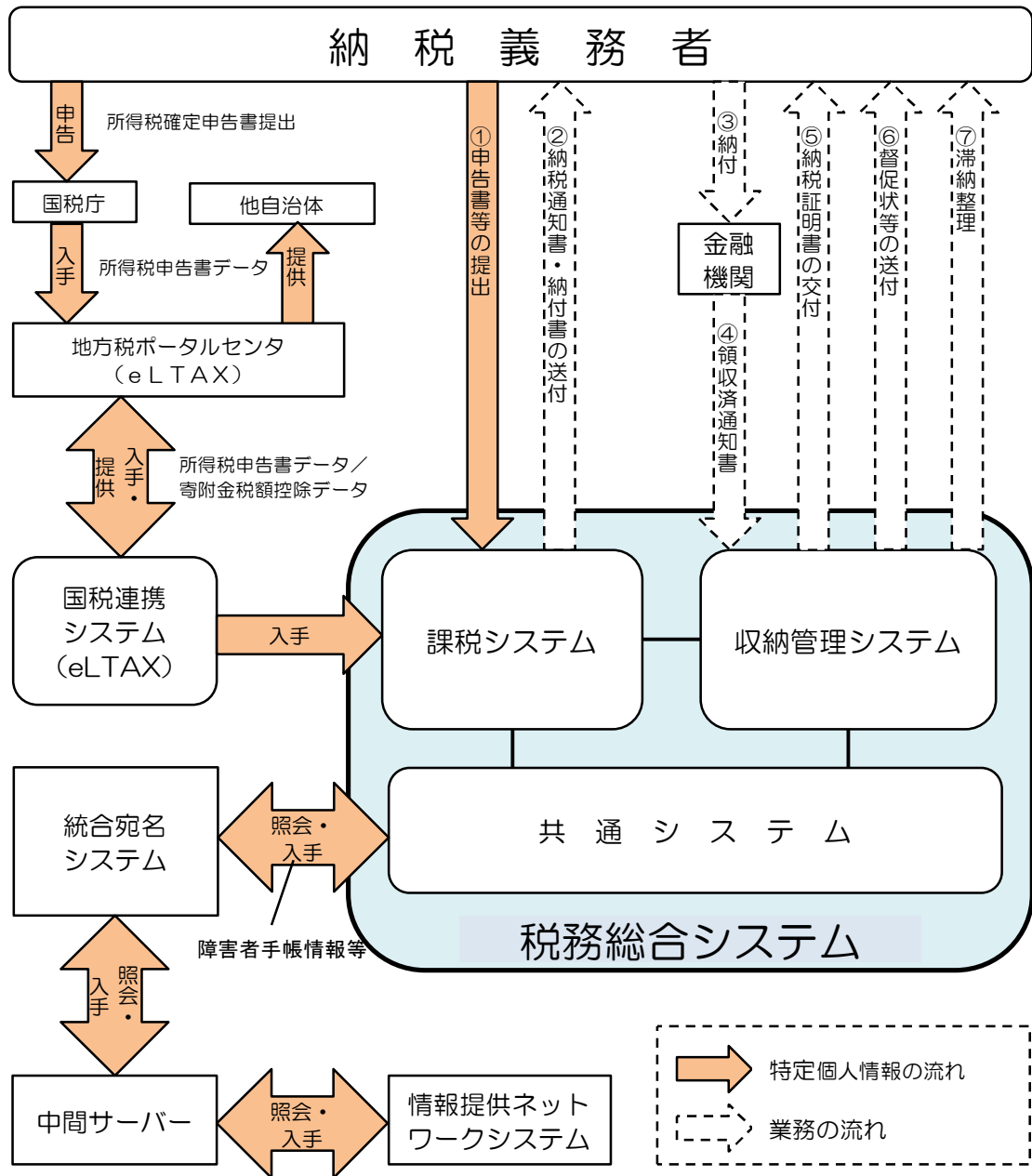
システム2

①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合利用番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 団体内統合利用番号連携サーバーにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4. 団体内既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、業務システム)</p>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	県税の賦課徴収事務のため
②実現が期待されるメリット	・個人の特定、個人の名寄せ突合の正確性の向上による、事務の効率化。 ・減免事務に必要な資格情報の確認作業の効率化。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 第16の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県総務部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

■一般的な事務の流れ

- ① 納税義務者から提出される申告書等を受け付け、確認する。
- ② 賦課決定した内容について、納税義務者に納税通知書・納付書を送付する。
- ③ 納税義務者が金融機関等に納付する。
- ④ 金融機関からの領収済通知(収納データ)で消込を行う。
- ⑤ 納税義務者からの申請に基づき納税証明書を交付する。
- ⑥ 期限内に納付がない場合は、督促状等の送付を行う。
- ⑦ ⑥によっても納付がない場合は、滞納整理を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な課税徴収業務を行うため、必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するため 2. 4情報(氏名、性別、生年月日、住所):賦課決定に際し課税要件の確認、納税通知書等の送付先の確認、本人への連絡等のため 3. 国税関係情報:課税対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報:地方税の課税事務を行うため 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する県税の減免決定を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	秋田県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (障害福祉課、福祉相談センター) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の都道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、専用回線)	
③入手の時期・頻度	<本人又は本人の代理人からの入手> ・納税者から申告書等の提出を受けた都度 ・納税者の特定が必要な都度 <国税庁、他の都道府県からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手> ・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。	
④入手に係る妥当性	<本人又は本人の代理人からの入手> ・課税事務を適正に行うため、地方税法等に基づく申請・申告・届出については、申告書等から必要な情報を入手する。 ・必要に応じ、記載情報の真正性の確認を行うため、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて納税者の特定等の確認を行う。 <国税庁、他の都道府県からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手> ・個人事業税の課税を行うため、国税庁から国税連携システム(eLTAX)を経由して、電子データにより情報を入手する。	
⑤本人への明示	地方税法その他の地方税に関する法律及び秋田県税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 ただし、地方税法等で定められた情報については、その限りではない。	
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な賦課徴収事務の効率化のため	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	秋田県総務部税務課及び総合県税事務所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1. 課税管理事務 ・申告や届出等による情報や国税連携システム(eLTAX)を通じて入手した所得税申告書等データから課税事務に使用する。 2. 収納管理事務 ・収納、還付、充当等の収納事務に使用する。 3. 滞納管理事務 ・督促状等送付や滞納情報の整理業務に使用する。	
	情報の突合 ※	・県税の軽減を行うため、本人から提出された軽減に係る申告書等の内容と、市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報との突合を行う。 ・県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	県税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別できるような情報の統計や分析は行わない。
	権利益に影響を与え得る決定 ※	県税の賦課決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (25) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第72条の59
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収
③提供する情報	秋田県で賦課しない者に係る所得税申告書等および申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	秋田県で賦課しない所得税申告者等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携システム(LGWAN回線))
⑦時期・頻度	他の都道府県知事が賦課する者であったことが判明した場合に随時。
提供先2	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	寄附金税額控除に係る申告特例通知書：個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄付金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAX(電子申告システム)(LGWAN回線))
⑦時期・頻度	寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><税務総合システムにおける措置> ・庁内の入退室管理が行われている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ・室内への入退室には、IDと指紋認証により入退室する者の管理を行う。</p> <p><国税連携(eLTAX)システムにおける措置> ・認定委託事業者のデータセンター内に構築したサーバに保管し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐため、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">[6年以上10年未満]</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>その妥当性</p> <p><税務総合システムにおける措置> 地方税法第17条の5の定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要があるため。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)についても、地方税法第17条の5の定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要がある。 データ保管期間は、認定委託事業者との取り決めにより、7年間としている。</p>
<p>③消去方法</p>	<p><税務総合システムにおける措置> ・データについては、システムにて消去する。 ・申告書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携データについては、操作手引き書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
<p>7. 備考</p> <p>—</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■納税者

納税者番号,納税者履歴連番,共通番号,人格区分,法人格コード,法人格前後コード,氏名名称,支店営業所名,氏名名称カナ,住所コード,郵便番号,住所,番地,方書,カスタマバーコード,検索用氏名名称,検索用支店営業所名,検索用氏名名称カナ,名寄せ用住所,名寄せ用番地,名寄せ用方書,名寄せ用氏名名称,名寄せ用住所所在地,電話番号,携帯電話番号,FAX番号,メールアドレス,開始年月日,終了年月日,注意喚起区分,名寄せ可否区分,納税者メモ,登録年月日,登録事務所コード,登録税目コード,登録事由コード,異動年月日,異動事務所コード,異動税目コード,異動事由コード,ユーザID,個人情報非開示,本店納税者番号,居所区分

■納税者補記

納税者番号,納税者補記人格区分,勤務先法人格コード,勤務先法人格前後コード,代表者/勤務先氏名名称,勤務先支店営業所名,代表者/勤務先氏名名称カナ,代表者/勤務先住所コード,代表者/勤務先郵便番号,代表者/勤務先住所,代表者/勤務先番地,代表者/勤務先方書,代表者/勤務先電話番号

■納税者管理

課税番号,納税者番号,納税者管理履歴連番,納税者区分,承継者種別,開始年月日,終了年月日,税目コード,送付先区分,気付送付先連番,異動年月日,異動事務所コード,異動税目コード,異動事由コード

■口座

納税者番号,口座連番,口座履歴連番,金融機関コード,店舗コード,預金種別コード,口座番号,口座名義人カナ,口座名義人,口座状態コード,口座メモ,登録年月日,登録事務所コード,登録税目コード,登録事由コード,異動年月日,異動事務所コード,異動税目コード,異動事由コード,ユーザID

■利用口座

課税番号,納税者番号,口座用途区分,口座連番,口座利用停止区分,口座番号印字区分,異動年月日,異動事務所コード,異動税目コード,異動事由コード

■送付文書

文書番号,文書番号枝番,発付年月日,帳票ID,課税番号,納税者番号,事務所コード,送付文書送付先区分,あて先人格区分,あて先法人格コード,あて先法人格前後コード,あて先氏名名称,あて先支店営業所名,あて先住所コード,あて先郵便番号,あて先住所,あて先番地,あて先方書,あて先屋号,あて先カスタマバーコード,納期限,登録番号

■気付送付先

納税者番号,気付送付先連番,気付送付先人格区分,気付送付先法人格コード,気付送付先法人格前後コード,気付送付先氏名名称,気付送付先氏名名称カナ,気付送付先支店営業所名,気付送付先住所コード,気付送付先郵便番号,気付送付先住所,気付送付先番地,気付送付先方書,気付送付先カスタマバーコード,気付送付先電話番号,気付送付先メモ,税理士番号,登録年月日,登録事務所コード,登録税目コード,登録事由コード,異動年月日,異動事務所コード,異動税目コード,異動事由コード,ユーザID

■名寄せ候補

名寄せ先納税者番号,名寄せ元納税者番号,名寄せグループ番号,名寄せ先納税者氏名名称,名寄せ元納税者氏名名称,名寄せ状態区分,名寄せ除外区分,異動事務所コード,ユーザID,名寄せ条件

■名寄せ履歴

名寄せ処理連番,名寄せ先納税者番号,名寄せ元納税者番号,課税番号,機能ID,異動事務所コード,ユーザID

■名寄せ除外

納税者番号1,納税者番号2,異動事務所コード,ユーザID

■共通番号

納税者番号,基本情報履歴連番,共通番号,支店番号,人格区分,氏名名称,通称名,アルファベット氏名,氏名名称カナ,通称名カナ,アルファベット氏名カナ,市町村コード,住所,開始年月日,照会年月日,性別,一括照会フラグ,一括照会状態,真正性確認年月日,真正性確認状態,共通番号取得源,外字情報氏名外字数,外字情報住所外字数,登録年月日,登録事務所コード,登録税目コード,登録事由コード,異動年月日,異動事務所コード,異動税目コード,異動事由コード,統合宛名番号,統合宛名連携年月日,統合宛名連携区分,メモ,ユーザID,生存状況,外部IF特定キー,外部IF税目コード,外部IF事務所コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■ 調定

調定番号,税目コード,納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,滞納整理事務所コード,課税番号,期別,課税年度,申告処理区分,申告決議年月日,当初本税額,当初過少加算金額,当初不申告加算金額,当初重加算金額,繰越当初本税額,繰越当初過少加算金額,繰越当初不申告加算金額,繰越当初重加算金額,現在本税額,現在過少加算金額,現在不申告加算金額,現在重加算金額,本税未納額,過少加算金未納額,不申告加算金未納額,重加算金未納額,法定納期限,納期限,調定年月日,繰越調定年月日,統計年月,完納年度,完納年月日,延滞金確認区分,延滞金確定区分,当初延滞金額,繰越当初延滞金額,現在延滞金額,延滞金減免額,延滞金未納額,未納有無区分,通知年月日,調定納税者件数,調定作成区分,調定決議書出力区分,調定決議書出力年月日,更正請求年月日,猶予有無区分,滞納処分停止有無区分,納税義務消滅予定年月日,不納欠損決議年月日,不納欠損決議区分,利子割控除区分,納税証明書発行区分,標識コード,登録番号,表示用登録番号,証紙取扱区分,証紙収入額,自動車二税減額年月日,証紙調定件数,証紙減額区分,証紙延滞金件数,証紙延滞金額,市町村コード,本税現年減額,本税現年減額件数,本税旧現年減額,本税旧現年減額件数,本税滞繰減額,本税滞繰減額件数,本税歳出減額,本税歳出減額件数,過少加算金現年減額,過少加算金現年減額件数,過少加算金旧現年減額,過少加算金旧現年減額件数,過少加算金滞繰減額,過少加算金滞繰減額件数,過少加算金歳出減額,過少加算金歳出減額件数,不申告加算金現年減額,不申告加算金現年減額件数,不申告加算金旧現年減額,不申告加算金旧現年減額件数,不申告加算金滞繰減額,不申告加算金滞繰減額件数,不申告加算金歳出減額,不申告加算金歳出減額件数,重加算金現年減額,重加算金現年減額件数,重加算金旧現年減額,重加算金旧現年減額件数,重加算金滞繰減額,重加算金滞繰減額件数,重加算金歳出減額,重加算金歳出減額件数,不動産農地一括猶予額,評価区分,振替有無区分,特例延長納期限,災害延長納期限,法定納期限等,調定状態区分,決議処理連番

■ 減額履歴

調定番号,税目コード,減額履歴番号,納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,課税番号,期別,課税年度,申告処理区分,申告決議年月日,減額元調定番号,減額区分,調定年月日,本税額,法人県税割額,法人県均等割額,法人所得割額,法人付加価値割額,法人資本割額,法人収入割額,法人特所得割額,法人特収入割額,過少加算金額,不申告加算金額,重加算金額,法人特過少加算金額,法人特不申告加算金額,法人特重加算金額,統計計上年度,統計計上年月,減額元申告処理区分,減額元申告決議年月日,減額元調定決議書出力年月日,自動車二税減額年月日

■ 調定納税者

納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,滞納整理事務所コード,課税番号,課税年度,期別,申告処理区分,申告決議年月日,納税者状態区分,調定納税者区分,引継元納税者番号,納期限,納通等文書番号,納通等送達区分,納通等返戻回数,督促状文書番号,督促状送達区分,督促状返戻回数,督促状発付区分,督促状発付年月日,催告書発付区分,催告書発付年月日,繰上徴収期限年月日,繰上徴収期限時分,本税額,延滞金額,過少申告加算金額,不申告加算金額,重加算金額,本税収納額,延滞金収納額,過少申告加算金収納額,不申告加算金収納額,重加算金収納額,未納有無区分,相続状態区分,納入コード,取消決議書発付対象区分,承継割合分母,承継割合分子

■ 収納履歴

調定番号,税目コード,収納履歴番号,納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,課税番号,期別,課税年度,申告処理区分,申告決議年月日,収納番号本番,収納番号枝番,収納区分,収納補助区分,収納チャネル区分,歳入年度,歳入年月日,公金振替年月日,納付年月日,納付区分,本税額,法人県税割額,法人県均等割額,法人所得割額,法人付加価値割額,法人資本割額,法人収入割額,法人特所得割額,法人特収入割額,過少加算金額,不申告加算金額,重加算金額,法人特過少加算金額,法人特不申告加算金額,法人特重加算金額,延滞金額,法人特延滞金額,統計計上年度,統計計上年月,現繰区分,還付支払請求番号,充当支払請求番号,延滞金免除区分,充当元調定番号,CVS本部コード,CVS店舗コード,代納者区分,納入コード,バッチ番号,バッチ番号内連番,帳票種別コード,延滞金決議履歴番号

■ 仮収納

歳入年月日,収納チャネル区分,収納番号本番,収納番号枝番,納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,税目コード,課税番号,期別,課税年度,申告処理区分,申告決議年月日,歳入年度,収納区分,納付年月日,納付区分,払込書作成区分,標識コード,登録番号,現繰区分,本税額,法人県均等割額,法人所得割額,法人付加価値割額,法人資本割額,法人収入割額,法人特所得割額,法人特収入割額,過少加算金額,不申告加算金額,重加算金額,法人特過少加算金額,法人特不申告加算金額,法人特重加算金額,延滞金額,法人特延滞金額,法人特延滞金額,合計収納額,統計年度,統計年月,統計事務所コード,統計税目コード,統計課税年度,統計現繰区分,統計本税額,統計法人県均等割額,統計法人所得割額,統計法人付加価値割額,統計法人資本割額,統計法人収入割額,統計法人特所得割額,統計法人特収入割額,統計過少加算金額,統計不申告加算金額,統計重加算金額,統計法人特過少加算金額,統計法人特不申告加算金額,統計法人特重加算金額,統計延滞金額,統計法人特延滞金額,統計法人特延滞金額,CVS収納日付,CVS収納時間,CVS本部コード,CVS店舗コード,CVS識別子,CVSメーカーコード,CVS県コード,CVS事務所コード,CVS課税番号,CVS課税年度,CVS期別,CVS申告区分コード,CVS帳票区分,CVS本税延滞金区分,CVS再発行区分,CVS支払期限,CVS印紙要否,CVS金額,CVSチェックデジット,公金振替年月日,更正先事務所コード,科目更正有無区分,所管更正有無区分,年度更正有無区分,一括納付分割区分,消込指示区分,エラー状態区分,エラーコード1,エラーコード2,エラーコード3,エラーコード4,エラーコード5,エラーコード6,エラーコード7,エラーコード8,エラーコード9,エラーコード10,バッチ番号,バッチ番号内連番,代納者区分,納入コード,消込不能回数,帳票種別コード,番号,課税区分,整理番号,ユーザID,新規入力分ブルーリスト出力区分,訂正分割分ブルーリスト出力区分,日次帳票出力区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■ 消込キー管理

MPN納付番号,確認番号,納付番号,内部連番,MPN納付区分,申告受付番号,調定番号,税目コード,納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,課税番号,期別,課税年度,申告処理区分,申告決議年月日,見込納付区分,金額,本税額,法人県均等割額,法人人事所得割額,法人人事付加価値割額,法人人事資本割額,法人人事収入割額,法人特所得割額,法人特収入割額,過少加算金額,不申告加算金額,重加算金額,法人特過少加算金額,法人特不申告加算金額,法人特重加算金額,延滞金額,法人人事延滞金額,法人特延滞金額,収納チャネル区分,支払済年月日,仮消込領収区分,仮消込支払方法,仮消込チャネル区分,仮消込入力区分,仮消込印紙税額,仮消込収納区分,仮消込入金年月日,仮消込収納年月日,仮消込MPN処理年月日,仮消込MPN処理時刻,仮消込金融機関コード,仮消込店舗コード,仮消込仕向処理年月日,仮消込結果区分,仮消込決済単位年月日,収納歳入年月日,収納納付年月日,収納番号本番,収納番号枝番,収納収入消込処理日,MPN納付情報区分,消込キー格納年月日,消込キー設定年月日,予備1,予備2,予備3,予備4,予備5

■ 更正内訳

更正内訳番号,更正年月日,更正種別,納税者番号,課税番号,期別,申告処理区分,更正元歳入年月日,更正元収納チャネル区分,更正元収納番号本番,更正元収納番号枝番,更正元事務所コード,更正元税目コード,更正元課税年度,更正元統計年度,更正元統計年月,更正元現繰区分,更正元納付年月日,更正元本税額,更正元法人県均等割額,更正元法人人事所得割額,更正元法人人事付加価値割額,更正元法人人事資本割額,更正元法人人事収入割額,更正元法人特所得割額,更正元法人特収入割額,更正元過少加算金額,更正元不申告加算金額,更正元重加算金額,更正元法人特過少加算金額,更正元法人特不申告加算金額,更正元法人特重加算金額,更正元延滞金額,更正元法人人事延滞金額,更正元法人特延滞金額,更正先歳入年月日,更正先収納チャネル区分,更正先収納番号本番,更正先収納番号枝番,更正先事務所コード,更正先税目コード,更正先課税年度,更正先統計年度,更正先統計年月,更正先現繰区分,更正先納付年月日,更正先本税額,更正先法人県均等割額,更正先法人人事所得割額,更正先法人人事付加価値割額,更正先法人人事資本割額,更正先法人人事収入割額,更正先法人特所得割額,更正先法人特収入割額,更正先過少加算金額,更正先不申告加算金額,更正先重加算金額,更正先法人特過少加算金額,更正先法人特不申告加算金額,更正先法人特重加算金額,更正先延滞金額,更正先法人人事延滞金額,更正先法人特延滞金額,帳票出力区分

■ 過誤納

調定番号,税目コード,過誤納番号,過誤納発生年度,過誤納発生年月日,納税者番号,代納者番号,事務所コード,調定事務所コード,課税番号,期別,課税年度,申告処理区分,申告決議年月日,過誤納状態区分,過誤納発生理由区分,標識コード,登録番号,表示用登録番号,本税額,法人県税割額,法人県均等割額,法人人事所得割額,法人人事付加価値割額,法人人事資本割額,法人人事収入割額,法人特本税額,法人特所得割額,法人特収入割額,延滞金額,法人特延滞金額,過少加算金額,法人特過少加算金額,不申告加算金額,法人特不申告加算金額,重加算金額,法人特重加算金額,歳入本税額,歳入法人県税割額,歳入法人県均等割額,歳入法人人事所得割額,歳入法人人事付加価値割額,歳入法人人事資本割額,歳入法人人事収入割額,歳入法人特本税額,歳入法人特所得割額,歳入法人特収入割額,歳入延滞金額,歳入法人特延滞金額,歳入過少加算金額,歳入法人特過少加算金額,歳入不申告加算金額,歳入法人特不申告加算金額,歳入重加算金額,歳入法人特重加算金額,歳出本税額,歳出法人県税割額,歳出法人県均等割額,歳出法人人事所得割額,歳出法人人事付加価値割額,歳出法人人事資本割額,歳出法人人事収入割額,歳出法人特本税額,歳出法人特所得割額,歳出法人特収入割額,歳出延滞金額,歳出法人特延滞金額,歳出過少加算金額,歳出法人特過少加算金額,歳出不申告加算金額,歳出法人特不申告加算金額,歳出重加算金額,歳出法人特重加算金額,利子割控除還付額,過誤納確定年月日,還付充当決議年月日,支払年月日,歳入支払通知番号,歳出支払通知番号,還付充当修正有無区分,減額元調定番号,誤納元収納履歴番号

■ 還付

支払年度,支払通知番号,納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,支払方法,支払年月日,支払金額,納税者氏名名称,納税者法人格コード,納税者法人格前後コード,納税者郵便番号,納税者住所,納税者番地,納税者方書,還付受任者氏名名称,還付受任者法人格コード,還付受任者法人格前後コード,還付受任者郵便番号,還付受任者住所,還付受任者番地,還付受任者方書,金融機関コード,店舗コード,預金種別コード,口座番号,口座名義人カナ,還付委任状有無区分,還付充当通知書文書番号,還付充当通知書送達区分,還付充当通知書返戻回数,還付充当通知年月日,還付先区分

■ 還付委任状

調定番号,税目コード,標識コード,登録番号,過誤納発生理由区分,債権譲渡一連番号,事務所コード,調定事務所コード,課税年度,課税番号,期別,申告処理区分,納税者番号,金融機関コード,店舗コード,預金種別コード,口座番号,口座名義人カナ,口座状態コード,受理年月日,氏名名称,郵便番号,住所コード,住所,番地,方書,電話番号,支払方法,納入コード,氏名名称カナ

■ 債権譲渡先情報

債権譲渡一連番号,納税者番号,郵便番号,住所コード,住所,番地,方書,氏名名称,電話番号,支払方法,金融機関コード,店舗コード,預金種別コード,口座番号,口座名義人カナ,氏名名称カナ

■ 口座振替

調定番号,振替年月日,事務所コード,税目コード,課税番号,課税年度,期別,申告処理区分,申告決議年月日,納期限,金融機関コード,店舗コード,預金種別コード,口座番号,標識コード,登録番号,口座名義人,口座名義人カナ,顧客コード,納税者番号,口座振替額,振替結果コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■確定延滞金決議

調定番号,税目コード,延滞金履歴番号,納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,滞納整理事務所コード,課税番号,期別,課税年度,申告処理区分,申告決議年月日,法定納期限,納期限,調定年月日,繰越調定年月日,調定決議書出力区分,延滞金額,法人延滞金額,法人特延滞金額,延滞金増減額,法人延滞金増減額,法人特延滞金増減額,延滞金繰越額,法人延滞金繰越額,法人特延滞金繰越額,延滞金未納額,法人延滞金未納額,法人特延滞金未納額,統計年度,統計年月,統計年月日,現滞区分,調定決議書出力年月日,告知書発付年月日,指定納期限,決議済フラグ,延滞金現年減額,延滞金現年減額件数,法人延滞金現年減額,法人延滞金現年減額件数,法人特延滞金現年減額,法人特延滞金現年減額件数,延滞金滞繰減額,延滞金滞繰減額件数,法人延滞金滞繰減額,法人延滞金滞繰減額件数,法人特延滞金滞繰減額,法人特延滞金滞繰減額件数,延滞金歳出減額,延滞金歳出減額件数,法人延滞金歳出減額,法人延滞金歳出減額件数,法人特延滞金歳出減額,法人特延滞金歳出減額件数

■確定延滞金減額履歴

調定番号,税目コード,延滞金履歴番号,納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,課税番号,期別,課税年度,申告処理区分,申告決議年月日,減額元延滞金履歴番号,減額区分,調定年月日,延滞金額,法人延滞金額,法人特延滞金額,統計上上年度,統計上年月

■延滞金決議

歳入年月日,収納チャネル区分,収納番号本番,収納番号枝番,事務所コード,調定事務所コード,納税者番号,延滞金調定事由,課税番号,課税年度,期別,申告処理区分,申告決議年月日,歳入年度,税目コード,延滞金調定額,納付年月日,標識コード,登録番号,現繰区分,作成年月日

■延滞金履歴

調定番号,税目コード,延滞金履歴番号,納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,課税番号,期別,課税年度,申告処理区分,申告決議年月日,発生年度,発生年月日,延滞金確定区分,計算期間始期,計算期間終期,延滞金額,法人延滞金額,法人特延滞金額,延滞金増減額,法人延滞金増減額,法人特延滞金増減額,延滞金修正理由,減額元申告処理区分,減額元申告決議年月日,延滞課税年度,延調定年月日,延指定納期限,告知書発付年月日,延調定決議書出力年月日,決議済フラグ,延統計年月,延繰越調定年月日,繰越当初延滞金額,法人繰越当初延滞金額,法人特繰越当初延滞金額,減免フラグ,歳出延滞金額,法人歳出延滞金額,法人特歳出延滞金額

■発行管理

納付番号,確認番号,調定番号,税目コード,納税者番号,事務所コード,調定事務所コード,課税番号,期別,課税年度,申告処理区分,申告決議年月日,バーコード,整理番号,帳票種別コード,納入コード,再発行区分,支払期限,印紙要否,金額,本税額,法人県均等割額,法人所得割額,法人付加価値割額,法人資本割額,法人収入割額,法人特所得割額,法人特収入割額,過少加算金額,不申告加算金額,重加算金額,法人特過少加算金額,法人特不申告加算金額,法人特重加算金額,延滞金額,法人延滞金額,法人特延滞金額,納付書発付年月日,納付書発行年月日,表示用登録番号,収納チャネル区分,支払済年月日,MPN納付区分,帳票連番,納付情報収納機関コード,納付情報申告区分,課税期間,納付情報支払可否フラグ,納付情報レスポンスコード,納付情報支払可能期限,納付情報納付金区分,納付情報氏名カナ,納付情報氏名漢字,納付情報今回請求金額合計,納付情報請求本体金額,納付情報請求固定延滞金額,納付情報延滞金随時計算フラグ,納付情報納期限,納付情報延滞金計算開始年月日,納付情報延滞金表示区分,納付情報納付内容カナ,納付情報納付内容漢字,納付情報手数料負担区分,納付情報地公体任意情報,納付情報納付方式,仮消込領収区分,仮消込支払方法,仮消込チャネル区分,仮消込入力区分,仮消込印紙税額,仮消込収納区分,仮消込入金年月日,仮消込収納年月日,仮消込MPN処理年月日,仮消込MPN処理時刻,仮消込金融機関コード,仮消込店舗コード,仮消込仕向処理年月日,仮消込結果区分,仮消込決済単位年月日,収納歳入年月日,収納納付年月日,収納番号本番,収納番号枝番,収納収入消込処理日,MPN納付情報区分,MPN納付情報作成年月日,MPN納付情報削除依頼年月日,一括納付区分,納税証明書発行区分,予備1,予備2,予備3,予備4,予備5

■滞納調定

調定番号,税目コード,納税者番号,滞納整理事務所コード,滞納整理担当者コード,事務所コード,課税番号,課税年度,期別,申告処理区分,申告決議年月日,引継本税額,引継過少加算金額,引継不申告加算金額,引継重加算金額,引継延滞金額

■滞納調定納税者

調定番号,税目コード,納税者番号,滞納整理事務所コード,滞納整理担当者コード,調定事務所コード,課税番号,課税年度,期別,申告処理区分,申告決議年月日,レコード状態区分,納税者区分,納期限,分納有無区分,不納欠損有無区分,差押有無区分,参加差押有無区分,交付要求有無区分,払戻請求書有無区分,徴収嘱託有無区分,公売有無区分,差押予告発付区分,差押予告発付年月日,差押予告納付期限年月日,公売予定日,催告文書発付区分,催告文書発付年月日,催告文書納付期限年月日

■滞納者

納税者番号,文書止め区分,分納有無区分,滞納整理除外区分,所在調査区分,財産調査区分,付箋区分1,付箋区分2,付箋区分3,付箋区分4,携帯電話会社コード,滞納者記事1,滞納者記事2,帳票出力区分,勤務先等調査年月日,勤務先等調査実施,勤務先等調査結果,預貯金調査年月日,預貯金調査実施,預貯金調査結果,固定資産調査年月日,固定資産調査実施,固定資産調査結果

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■滞納整理履歴

滞納整理番号,納税者番号,調定番号,税目コード,事務所コード,滞納整理事務所コード,滞納整理担当者コード,滞納整理担当者氏名,課税番号,課税年度,期別,申告処理区分,申告決議年月日,取消滞納整理番号,滞納整理区分,決裁区分,申請年月日,起案年月日,決議年月日,確定年月日,取消起案年月日,取消決議年月日,取消確定年月日,滞納整理年月日自,滞納整理年月日至,元滞納整理年月日至,本税額,県税割額,県均等割額,事所得割額,事付加価値割額,事資本割額,事収入割額,過少加算金額,不申告加算金額,重加算金額,延滞金額,特本税額,特所得割額,特収入割額,特過少加算金額,特不申告加算金額,特重加算金額,特延滞金額,統計計上年度,統計計上年月,現繰区分,取消統計計上年度,取消統計計上年月,取消現繰区分,予定入力本税額,予定入力特本税額,予定入力延滞金額,予定入力特延滞金額,予定入力過少加算金額,予定入力不申告加算金額,予定入力重加算金額,予定入力特過少加算金額,予定入力特不申告加算金額,予定入力特重加算金額,理由区分,対象区分,滞納整理延滞金,延滞金減免取消区分,納税誓約有無区分,関連整理番号,納税義務消滅予定年月日,時効起算年月日,公告日,差押移行日,執行区分

■折衝履歴

納税者番号,折衝履歴番号,折衝年月日,滞納整理事務所コード,滞納整理担当者コード,滞納整理担当者氏名,折衝区分,登録起因区分,折衝履歴内訳区分,接触状況区分,結果区分,方針区分,折衝内容,滞納整理番号,開始時間,折衝相手,予定日,対応者

■滞納処分

納税者番号,滞納整理番号,債務者氏名称,債務者住所,差押財産,履行期限,執行機関,元の差押年月日,事件番号,払戻請求書内容,払戻請求年月日,払戻請求書出力有無区分,払戻請求予告年月日,払戻請求予告書出力有無区分,滞納整理延滞金基準日,種類,滞調法続行区分

■財産管理

納税者番号,財産管理番号,登録事務所コード,財産区分,換価状態区分,財産調査年月日,債務者氏名称,債務者住所,記事,金融機関コード,店舗コード,店舗名,預金種別,金融機関店舗住所,金融機関届出電話番号自宅,金融機関届出電話番号勤務,届出(口座開設)・氏名,届出(口座開設)・住所,携帯電話,口座番号,給与口座,年金口座,公共料金引落口座,預金金額,最終取引日,貸付金額,持分口数,持分金額,給与口座番号,勤務先名称,勤務先所在地,勤務先郵便番号,勤務先電話番号,退職有無区分,退職年月日,給料日,給与情報1・給与月,給与情報1・支給日,給与情報1・支給額,給与情報1・所得税,給与情報1・住民税,給与情報1・社会保険料,給与情報1・世帯人数,給与情報2・給与月,給与情報2・支給日,給与情報2・支給額,給与情報2・所得税,給与情報2・住民税,給与情報2・社会保険料,給与情報2・世帯人数,給与情報3・給与月,給与情報3・支給予定日,給与情報3・支給額,給与情報3・所得税,給与情報3・住民税,給与情報3・社会保険料,給与情報3・世帯人数,差押可能額,給与支給区分,電話加入権電話番号,設置場所,他債権状況,保険区分,契約有無区分,保険種類,証券番号,保険金額,保険契約者,被保険者,保険金受取人,解約返戻金有無区分,解約返戻金金額,契約者貸付金有無区分,契約者貸付金額,電話番号,携帯電話番号,生年月日,世帯構成・世帯人数,世帯構成・配偶者,世帯構成・子,世帯構成・子・人数,世帯構成・父,世帯構成・母,世帯構成・祖父母,世帯構成・祖父母・人数,世帯構成・その他,世帯構成・その他・人数,勤務先1・名称,勤務先1・所在地,勤務先1・郵便番号,勤務先1・電話番号,勤務先1・採用年月日,勤務先1・退職年月日,勤務先2・名称,勤務先2・所在地,勤務先2・郵便番号,勤務先2・電話番号,勤務先2・採用年月日,勤務先2・退職年月日,給与・給与,給与・給与所得額,給与・営業,給与・営業所得額,給与・農業,給与・農業所得額,給与・年金,給与・年金所得額,給与・無所得,給与・未申告,給与・生命保険料控除,給与・生活保護,自動車登録番号,車名,型式,年式,車台番号,原動機の型式,使用の本拠の位置,車検有効期限,所在,所有権(甲区),抵当権等(乙区),種類

■差押財産明細

納税者番号,滞納整理番号,滞納整理番号内連番,財産管理番号

■差押預貯金情報

滞納整理番号,納税者番号,連番,金融機関コード,店舗コード,預金種別,口座番号,預金金額,差押金額

■換価財産充当

納税者番号,滞納整理番号,調定番号,税目コード,充当明細番号,本税充当額,延滞金充当額,不申告加算金充当額,過少加算金額充当額,重加算金充当額,充当年月日,課税年度,現繰区分,滞納整理延滞金,配当順位

■換価財産配当

納税者番号,滞納整理番号,配当明細番号,配当種別区分,配当先情報,債権金額,配当順位,配当金額,備考,充当残金額,受入年月日,受入金額,受入財産情報,債務者氏名称,債務者住所,換価代金交付年月日,残余金額,配当元滞納整理番号,配当充当区分,起案年月日,決議年月日,滞納処分費,換価代金交付時間

■分納明細

調定番号,税目コード,納税者番号,滞納整理番号,滞納整理番号内連番,課税番号,課税年度,期別,申告処理区分,申告決議年月日,分納納付予定日,納付状態区分,本税額,過少加算金額,不申告加算金額,重加算金額,延滞金額,本税未納額,過少加算金未納額,不申告加算金未納額,重加算金未納額,延滞金未納額,分納計画年度

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■預金照会情報

預金照会情報番号,預金照会状況区分,プルーフリスト出力区分,滞納整理担当者コード,送付年月日,銀行コード,滞納整理事務所コード,納税者番号,送付時納税者番号,氏名名称カナ,人格区分,生年月日,整理番号,エラー番号,取引店番,顧客番号,顧客氏名,顧客住所,科目名・1,口座番号・1,元帳残高・1,最終異動日・1,貸付日・1,当初貸付金額・1,月額返済額・1,賞与返済額・1,科目名・2,口座番号・2,元帳残高・2,最終異動日・2,貸付日・2,当初貸付金額・2,月額返済額・2,賞与返済額・2,科目名・3,口座番号・3,元帳残高・3,最終異動日・3,貸付日・3,当初貸付金額・3,月額返済額・3,賞与返済額・3,科目名・4,口座番号・4,元帳残高・4,最終異動日・4,貸付日・4,当初貸付金額・4,月額返済額・4,賞与返済額・4,科目名・5,口座番号・5,元帳残高・5,最終異動日・5,貸付日・5,当初貸付金額・5,月額返済額・5,賞与返済額・5,科目名・6,口座番号・6,元帳残高・6,最終異動日・6,貸付日・6,当初貸付金額・6,月額返済額・6,賞与返済額・6,科目名・7,口座番号・7,元帳残高・7,最終異動日・7,貸付日・7,当初貸付金額・7,月額返済額・7,賞与返済額・7,科目名・8,口座番号・8,元帳残高・8,最終異動日・8,貸付日・8,当初貸付金額・8,月額返済額・8,賞与返済額・8,科目名・9,口座番号・9,元帳残高・9,最終異動日・9,貸付日・9,当初貸付金額・9,月額返済額・9,賞与返済額・9,科目名・10,口座番号・10,元帳残高・10,最終異動日・10,貸付日・10,当初貸付金額・10,月額返済額・10,賞与返済額・10,科目名・11,口座番号・11,元帳残高・11,最終異動日・11,貸付日・11,当初貸付金額・11,月額返済額・11,賞与返済額・11,科目名・12,口座番号・12,元帳残高・12,最終異動日・12,貸付日・12,当初貸付金額・12,月額返済額・12,賞与返済額・12,科目名・13,口座番号・13,元帳残高・13,最終異動日・13,貸付日・13,当初貸付金額・13,月額返済額・13,賞与返済額・13,科目名・14,口座番号・14,元帳残高・14,最終異動日・14,貸付日・14,当初貸付金額・14,月額返済額・14,賞与返済額・14,科目名・15,口座番号・15,元帳残高・15,最終異動日・15,貸付日・15,当初貸付金額・15,月額返済額・15,賞与返済額・15,科目名・16,口座番号・16,元帳残高・16,最終異動日・16,貸付日・16,当初貸付金額・16,月額返済額・16,賞与返済額・16,科目名・17,口座番号・17,元帳残高・17,最終異動日・17,貸付日・17,当初貸付金額・17,月額返済額・17,賞与返済額・17,科目名・18,口座番号・18,元帳残高・18,最終異動日・18,貸付日・18,当初貸付金額・18,月額返済額・18,賞与返済額・18,科目名・19,口座番号・19,元帳残高・19,最終異動日・19,貸付日・19,当初貸付金額・19,月額返済額・19,賞与返済額・19,科目名・20,口座番号・20,元帳残高・20,最終異動日・20,貸付日・20,当初貸付金額・20,月額返済額・20,賞与返済額・20,科目名・21,口座番号・21,元帳残高・21,最終異動日・21,貸付日・21,当初貸付金額・21,月額返済額・21,賞与返済額・21,科目名・22,口座番号・22,元帳残高・22,最終異動日・22,貸付日・22,当初貸付金額・22,月額返済額・22,賞与返済額・22,科目名・23,口座番号・23,元帳残高・23,最終異動日・23,貸付日・23,当初貸付金額・23,月額返済額・23,賞与返済額・23,科目名・24,口座番号・24,元帳残高・24,最終異動日・24,貸付日・24,当初貸付金額・24,月額返済額・24,賞与返済額・24,科目名・25,口座番号・25,元帳残高・25,最終異動日・25,貸付日・25,当初貸付金額・25,月額返済額・25,賞与返済額・25,科目名・26,口座番号・26,元帳残高・26,最終異動日・26,貸付日・26,当初貸付金額・26,月額返済額・26,賞与返済額・26,科目名・27,口座番号・27,元帳残高・27,最終異動日・27,貸付日・27,当初貸付金額・27,月額返済額・27,賞与返済額・27,科目名・28,口座番号・28,元帳残高・28,最終異動日・28,貸付日・28,当初貸付金額・28,月額返済額・28,賞与返済額・28,科目名・29,口座番号・29,元帳残高・29,最終異動日・29,貸付日・29,当初貸付金額・29,月額返済額・29,賞与返済額・29,科目名・30,口座番号・30,元帳残高・30,最終異動日・30,貸付日・30,当初貸付金額・30,月額返済額・30,賞与返済額・30,調査基準日

■履歴管理

課税番号,固有番号,処理年月日,処理連番,税目コード,納税者番号,事由発生日,異動事由

■不動産納税者

課税番号,課税履歴通番,納税者連番,納税者番号,納税者区分,持分分子,持分分母,納税者失格区分,免税点未滿額,文書番号,納人番号,免税点未滿額1,免税点未滿額2

■申告書

管理通番,申告書番号,申告書番号(枝番),納税者番号,申告年月日,取得年月日,新築年月日,控除減額等,所在市町村,不動産種類,自己居住,連帯納税義務者1,連帯納税義務者2,連帯納税義務者3,連帯納税義務者3名以上,メモ,課税番号,申告入力PL出力制御区分,調査入力PL出力制御区分,初回入力日,申告書状態区分

■法人

課税番号,法源番号,旧法源番号,設立年月日,廃業年月日,除却年月日,復活年月日,現況フラグ,特定法人区分,最新法人状態区分,連結親法人課税番号,課税免除事由,課税免除適用年月日,不均一課税事由,不均一課税適用年月日,除却理由区分,除却決議年月日,連結親法人納税者番号

■自動車税賦課

課税番号,課税すべき年度,課税連番,事務所コード,異動年月日,申告処理区分,申告処理事由コード,前回申告処理区分,前回申告処理事由コード,減免期間始期,減免期間終期,課税保留期間始期,課税保留期間終期,課税月数,年税額,税額,軽減処理区分,定期随時区分,自動車税減免税額,減額年月日,通知年月日,課税コード,調定番号,調定時納税者番号,調定時課税番号,調定時標識コード,調定時登録番号,表示用調定時登録番号,課税年度,調定事務所コード,調定年月日,調定統計年月,申告決議年月日,法定納期限,納期限,調定額,調定件数,証紙徴収額,証紙減額区分,減調定額,減調定件数,滞繰減調定額,滞繰減調定件数,歳出減調定額,歳出減調定件数,現過区分,決議区分,納通等文書番号,OSS受付番号,年度最新履歴区分,減免有無区分,備考,入力機能ID,地域収税課コード,承認通知書処理区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■賦課予定

賦課予定連番,証紙徴収事務所コード,管轄事務所コード,申告書整理番号,標識コード,登録番号,異動年月日,分配同日枝番,当初標識コード,当初登録番号,名寄せ要否区分,候補納税者件数,名寄せ状態区分,納税義務者区分,あて名更新結果区分,口座作成結果区分,確定納税者番号,課税番号,自動車税更新判定区分,あて名更新判定区分,処理状態区分,エラー状態区分,致命的エラーコード1,致命的エラーコード2,致命的エラーコード3,致命的エラーコード4,致命的エラーコード5,致命的エラーコード6,致命的エラーコード7,致命的エラーコード8,致命的エラーコード9,致命的エラーコード10,警告エラーコード1,警告エラーコード2,警告エラーコード3,警告エラーコード4,警告エラーコード5,警告エラーコード6,警告エラーコード7,警告エラーコード8,警告エラーコード9,警告エラーコード10,致命的エラーメッセージ1,致命的エラーメッセージ2,致命的エラーメッセージ3,致命的エラーメッセージ4,致命的エラーメッセージ5,致命的エラーメッセージ6,致命的エラーメッセージ7,致命的エラーメッセージ8,致命的エラーメッセージ9,致命的エラーメッセージ10,警告エラーメッセージ1,警告エラーメッセージ2,警告エラーメッセージ3,警告エラーメッセージ4,警告エラーメッセージ5,警告エラーメッセージ6,警告エラーメッセージ7,警告エラーメッセージ8,警告エラーメッセージ9,警告エラーメッセージ10

■一括納付対象車両

納税者番号,課税番号,事務所コード,納付書設定用課税番号,標識コード,登録番号,税額,期別,申告処理区分,納期限,文書番号

■一括納付納税者

納税者番号,代表納税者番号,一括納付グループ番号,一括納付納税者区分

■課税換え管理

標識コード,登録番号,課税すべき年度,課税換え履歴連番,異動年月日,下取り等年月日,所有者コード,所有者履歴連番,納税者番号,課税番号,変更前納税者番号,変更前課税番号,処理区分,エラー区分,エラーメッセージ

■口座振替除外対象車両

課税番号,履歴連番,異動年月日,入力年度,口座振替除外区分,納税者番号,標識コード,登録番号,表示用登録番号,入力事務所コード

■定期賦課帳票

課税番号,課税すべき年度,課税連番,当初標識コード,当初登録番号,標識コード,登録番号,表示用登録番号,納税通知書管轄事務所コード,事務所コード,異動年月日,業務種別コード,形状コード,車検満了年月日,使用本拠住所コード,申告処理区分,申告処理事由コード,課税月数,年税額,税額,軽減処理区分,通知年月日,課税コード,調定番号,調定時納税者番号,調定時課税番号,調定時標識コード,調定時登録番号,表示用調定時登録番号,課税年度,調定事務所コード,調定年月日,調定統計年月,申告決議年月日,法定納期限,納期限,調定額,納通等文書番号,未納額,既納額,減免額,納付書設定用課税番号,納付すべき税額,納税証明書有効期限,予納有無区分,完納済区分,納税証明書発行可否区分,納税方法,一括納付グループ番号,一括納付区分,一括納付合計税額,納税通知書作成対象区分,送付先区分,納税者区分,承継者種別,課税あて名住所コード,課税あて名郵便番号,課税あて名住所,課税あて名番地,課税あて名方書,課税あて名カスタマバーコード,納税者人格区分,納税者法人格コード,納税者法人格前後コード,納税者氏名名称,納税者支店営業所名,納税者氏名名称カナ,納税者住所コード,納税者郵便番号,納税者住所,納税者番地,納税者方書,納税者カスタマバーコード,納税者番号,代表納税者人格区分,代表納税者法人格コード,代表納税者法人格前後コード,代表納税者氏名名称,代表納税者支店営業所名,代表納税者氏名名称カナ,代表納税者住所コード,代表納税者郵便番号,代表納税者住所,代表納税者番地,代表納税者方書,代表納税者カスタマバーコード,代表納税者番号,気付送付先人格区分,気付送付先法人格コード,気付送付先法人格前後コード,気付送付先氏名名称,気付送付先氏名名称カナ,気付送付先支店営業所名,気付送付先住所コード,気付送付先郵便番号,気付送付先住所,気付送付先番地,気付送付先方書,気付送付先カスタマバーコード,送付文書送付先区分,あて先人格区分,あて先法人格コード,あて先法人格前後コード,あて先氏名名称,あて先支店営業所名,あて先住所コード,あて先郵便番号,あて先住所,あて先番地,あて先方書,あて先カスタマバーコード,金融機関コード,店舗コード,預金種別コード,口座番号,口座名義人カナ,口座名義人,金融機関名カナ,金融機関名漢字,店舗名カナ,店舗名漢字,店舗所在地,口座振替取扱区分,車台番号,非課税開始年度,課税保留対象区分,納税通知書通番,納税者別納税通知書通番,納税者番号通番,納税者別通知件数,領収証書課税番号,領収年月日,継承元納税義務者名称,入力機能ID,継続検査用表示用登録番号,引抜き区分,引抜き入力事務所コード,引抜き入力年月日,口座振替除外区分,口座振替除外入力事務所コード,口座振替除外入力年月日

■商品中古車減免予定

課税番号,課税すべき年度,事務所コード,標識コード,登録番号,表示用登録番号,年税額,課税コード,納税者番号,決議区分,入力完了区分,減免状態区分,滞納処分状況,収納状況区分,エラー状態区分

■自動車取得税申告

標識コード,登録番号,申告年月日,申告同日枝番,課税番号,課税すべき年度,表示用登録番号,事務所コード,申告処理区分,申告処理事由コード,前回申告処理区分,前回申告処理事由コード,取得原因区分,申告区分,課税標準額,税率,税率コード,税額,取得税減免課税標準額,取得税減免税額,年式,取得税延滞金,減額年月日,通知年月日,課税コード,調定番号,調定時納税者番号,調定時課税番号,課税年度,調定事務所コード,調定年月日,調定統計年月,申告決議年月日,法定納期限,納期限,調定額,調定件数,証紙徴収額,証紙減額区分,減調定額,減調定件数,滞繰減調定額,滞繰減調定件数,歳出減調定額,歳出減調定件数,現過区分,決議区分,新車中古車区分,営自区分,OSS受付番号,最新履歴区分,免税点区分,備考,入力機能ID

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■軽自動車取得税申告

標識コード,登録番号,申告年月日,申告同日枝番,課税番号,課税すべき年度,表示用登録番号,事務所コード,申告処理区分,申告処理事由コード,前回申告処理区分,前回申告処理事由コード,取得原因区分,申告区分,課税標準額,税率,税率コード,税額,取得税減免課税標準額,取得税減免額,年式,取得税延滞金,減額年月日,通知年月日,課税コード,調定番号,調定時納税者番号,調定時課税番号,課税年度,調定事務所コード,調定年月日,調定統計年月,申告決議年月日,法定納期限,納期限,調定額,調定件数,証紙徴収額,証紙減額区分,減調定額,減調定件数,滞繰減調定額,滞繰減調定件数,歳出減調定額,歳出減調定件数,現過区分,決議区分,新車中古車区分,最新履歴区分,免税点区分,取得区分,登録番号下4桁,備考,入力機能ID

■突合用自動車税賦課

課税番号,課税すべき年度,課税連番,事務所コード,異動年月日,申告処理区分,申告処理事由コード,前回申告処理区分,前回申告処理事由コード,減免期間始期,減免期間終期,課税保留期間始期,課税保留期間終期,課税月数,年税額,税額,軽減処理区分,定期随時区分,自動車税減免税額,減額年月日,通知年月日,課税コード,調定番号,調定時納税者番号,調定時課税番号,調定時標識コード,調定時登録番号,表示用調定時登録番号,課税年度,調定事務所コード,調定年月日,調定統計年月,申告決議年月日,法定納期限,納期限,調定額,調定件数,証紙徴収額,証紙減額区分,減調定額,減調定件数,滞繰減調定額,滞繰減調定件数,歳出減調定額,歳出減調定件数,現過区分,決議区分,納通等文書番号,OSS受付番号,年度最新履歴区分,減免有無区分,備考,入力機能ID,地域収税課コード,承認通知書処理区分

■名寄せ候補

候補納税者番号,賦課予定連番,名寄せ条件レベル,候補抽出先ファイル区分,優先順位

■所有者管理

所有者コード,所有者履歴連番,異動年月日,納税者番号

■身障減免手帳

納税者番号,身障減免グループ番号,一連番号,履歴連番,課税番号,事務所コード,処理区分,標識コード,登録番号,表示用登録番号,申請年月日,異動年月日,異動事由,当初標識コード,当初登録番号,旧標識コード,旧登録番号,旧表示用登録番号,旧異動事由,障害者氏名,障害者住所,障害者生年月日,続柄,使用目的,運転形態,運転者氏名,手帳種別,発行自治体,手帳番号,等級,身障障害名,身障初回交付年月日,身障返還年月日,身障再交付年月日,身障程度1,身障部位1,身障認定年月日1,身障程度2,身障部位2,身障認定年月日2,身障程度3,身障部位3,身障認定年月日3,身障程度4,身障部位4,身障認定年月日4,身障程度5,身障部位5,身障認定年月日5,身障程度6,身障部位6,身障認定年月日6,身障程度7,身障部位7,身障認定年月日7,身障程度8,身障部位8,身障認定年月日8,身障程度9,身障部位9,身障認定年月日9,身障程度10,身障部位10,身障認定年月日10,精障等級,精障交付年月日,精障返還年月日,精障再交付年月日,精障有効年月日,身体手帳番号,精障手帳番号,個人番号,状態区分,結果区分,統合宛名処理年月日,課税すべき年度,更新年月日,年度最新履歴区分

■証明書番号管理

発行年度,発行事務所,発行番号,発行年月日,課税番号,納税者番号,標識コード,登録番号,車台番号,当初標識コード,当初登録番号,入力機能ID,強制発行区分

■賦課予定

国税番号,課税番号,事務所コード,事業年,課税すべき年度,課税年度,申告処理区分,異動年月日,国税異動事由,処理年月日,決議年月日,納期選択区分,1期納期限,2期納期限,調定額,1期調定額,2期調定額,局署番号,利用者識別番号,主業種区分,国税業種大分類,国税業種小分類,青白区分,所得税区分,配偶者区分,帳票出力区分,分割区分,分割総数,分割本県分数,税額算出区分,措置法適用区分,処理区分1,処理区分2,処理区分3,業種区分1,業種区分2,業種区分3,職業1,職業2,職業3,収入金額1,収入金額2,収入金額3,所得金額1,所得金額2,所得金額3,青色申告特別控除額1,青色申告特別控除額2,青色申告特別控除額3,非課税区分1,非課税区分2,非課税区分3,非課税額1,非課税額2,非課税額3,業種税率1,業種税率2,業種税率3,業種別課税標準総額1,業種別課税標準総額2,業種別課税標準総額3,業種別課税標準本県分1,業種別課税標準本県分2,業種別課税標準本県分3,業種別税額1,業種別税額2,業種別税額3,課税標準総額,課税標準本県分,事業月数,事業主控除額,事業専従者数,事業専従者控除額,旧非課税特例控除額,損失繰越控除額,被災損失繰越控除額,資産譲渡損失控除額,譲渡損失繰越控除額,外国所得控除額,所得税算入額区分,所得税算入額,所得税専従者数,所得税専従者控除額,社会保険収入金額,社会保険所得金額,自由診療所得金額,総所得金額,減免区分,減免額,国税新規,納税者番号,郵便番号,市町村コード,住所,住所カナ,屋号,屋号カナ,氏名,氏名カナ,生年月日,市外局番,市内局番,加入者番号,開業年月日,廃業年月日,管轄外区分,名寄せ有区分,県税業種無区分,兼業有区分,医業業種区分,不動産有区分,エラー状態区分,臨戸調査区分,課免等対象課税標準額,イメージファイル格納場所,資料番号

■一括納付管理

納税者番号,課税番号,事務所コード,納付書設定用課税番号,調定額,課税年度,登録変更区分,納期限,文書番号,収納番号本番

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■個人県民税課税

課税番号,歳入年度,申告処理区分,税歴番号,課税年度,統計年月,受付年月日,報告書期限,事務所コード,市町村コード,調定番号,調定年月日,調定決議年月日,第一回調定処理状態,調定額,県民税普通徴収均等割納税者数,県民税普通徴収均等割額,県民税普通徴収所得割納税者数,県民税普通徴収所得割額,県民税普通徴収併課納税者数,県民税普通徴収併課額,県民税特別徴収均等割納税者数,県民税特別徴収均等割額,県民税特別徴収所得割納税者数,県民税特別徴収所得割額,県民税特別徴収併課納税者数,県民税特別徴収併課額,県民税特別徴収退職所得分離課税,県民税特別徴収翌年度収入額,県民税特別徴収本年度収入額,所得割控除外国税額人員,所得割控除外国税額,所得割控除配当人員,所得割控除配当額,全額減免人員,全額免除均等割額,全額免除所得割額,一部減免人員,一部免除均等割額,一部免除所得割額,市町村民税課税額,市町村民税翌年度収入額,市町村民税本年度収入額,市町村民税退職所得分離課税,あん分率,森づくり税分調定額,森づくり税分相当率,分離課税納入申告納税者数,分離課税納入申告額,分離課税更正決定納税者数,分離課税更正決定額,分離課税普通徴収納税者数,分離課税普通徴収額,変更報告所得の修正納税者数,変更報告所得の修正額,変更報告特徴普徴納税者数,変更報告特徴普徴額,変更報告誤賦課納税者数,変更報告誤賦課額,変更報告減免納税者数,変更報告減免額,変更報告あん分率変更納税者数,変更報告あん分率変更額,変更報告その他納税者数,変更報告その他額,分離課税納入申告納税者数累計,分離課税納入申告額累計,分離課税更正決定納税者数累計,分離課税更正決定額累計,分離課税普通徴収納税者数累計,分離課税普通徴収額累計,変更報告所得の修正納税者数累計,変更報告所得の修正額累計,変更報告特徴普徴納税者数累計,変更報告特徴普徴額累計,変更報告誤賦課納税者数累計,変更報告誤賦課額累計,変更報告減免納税者数累計,変更報告減免額累計,変更報告あん分率変更納税者累計,変更報告あん分率変更額累計,変更報告その他納税者数累計,変更報告その他額累計,総合課税納税者数,総合課税額,分離課税納税者数,分離課税額,納税者番号,地域収税課コード

■使用者明細

使用者証番号,共同使用者連番,個別番号,使用者区分,主管理使用者証番号,検索用使用者カナ,使用者カナ,法人格コード,法人格前後コード,検索用使用者名称,使用者名称,使用者支店名,編集後使用者名称,住所コード,郵便番号,住所,番地,方書,編集後住所,電話番号,使用者期間始期,使用者期間終期,前回使用者期間始期,前回使用者期間終期,応答者名称,使用者証番号連番,納税者番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づいて提出される申告書等については、納税者本人が記載して提出するものであり、当該納税者の情報しか入手することができない。また、入手する際には、本人以外の情報を誤って記載することがないように申告書様式に従い、個人番号、氏名、住所等の本人情報のチェックを行う。 (eLTAXによる入手分) ○国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が本県を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。他都道府県に課税権があると判明した場合には、速やかに他都道府県に回送する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者が申告書等を提出する場合、必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とし、不要な情報の入手を防止する。 ・他機関から情報を入手する場合は、地方税法及び番号法で定める場合以外の入手は行われない。 (eLTAXからの入手分) 国税連携システム(eLTAX)では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、国税庁が本県を送信先と設定することにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等に定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者が地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際は、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することになる。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手先である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード(令和2年5月25日法改正以降有効なものに限る。以下同じ。)と運転免許証又は旅券等の書類で確認を行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認のほか、代理人が税理士である場合は、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税理士名簿等の書類に記載されている事項等の確認を行う。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードおよび運転免許証又は旅券等の書類で確認する方法により行う。</p> <p>・代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する方法により行う。</p> <p>・他機関から提供された場合 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・地方税法等に基づいて当県に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。</p> <p>・納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行う。</p> <p>・他機関から提供されるものの正確性の確保については、特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、市町村に委ねられる。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・県税事務所に来所する場合は、窓口で対面にて收受し、郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに送付してもらうよう周知する。</p> <p>・收受した書類については、施錠管理できる書庫に厳重に保管する。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉鎖網であるLGWANを利用するとともに、暗号化を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム管理者しか、特定個人情報ファイルの複製をすることができないよう制限を行う。 ・情報システム管理者および複数のシステム担当者が、操作履歴により定期的なチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	・委託先については、調達仕様書において個人情報保護体制に関する条件として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定の「プライバシーマーク」を取得している者とする。 ・委託契約書においては、「個人情報の保護」に関する条項及び「個人情報取扱特記事項」を定め、委託先に対し個人情報の適正な取扱いの措置を講じている。 ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定している。また、委託先(再委託先を含む)各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。 ・システムの使用にあたっては、生体認証機能(顔認証)により端末を起動させ、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。 ・資料の運搬・保管等については施錠管理とし、業務従事者以外の閲覧等ができないように講じている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ID及びパスワードによりユーザ認証を行い、委託業者のアクセス記録のログを7年間保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。 ・システム更新があった場合には、ログの保管期間内において旧システムのログを新システムで確認できるようにする。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書において、委託先は秋田県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供を禁止している。また、委託先の秋田県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為も禁止している。 ・また、委託先における特定個人情報の取り扱いの状況についても、秋田県が必要に応じて随時調査できることとしている。
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・運用保守に係る委託契約に関する仕様書においては、委託業務の履行場所を県庁舎内の税務課分室及び各地方総合庁舎内の総合県税事務所に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・データエントリーにおいて、委託先に特定個人情報等を引き渡す必要がある場合は、作業依頼書等にデータ件数等を記入し引き渡すとともに、委託先から書面によりデータ預かり証を提出させている。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書において、委託先は業務を実施するために委託元から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録されていた資料等は、業務完了後に直ちに返還し、又は引き渡すものとしている。 ・データエントリーにおいて、委託先から提供した特定個人情報等を受領時には納品書等に数量を記載させ、引き渡し時との件数の整合性を確認している。 ・記録媒体は秋田県が提供する機材を使用し、運搬・保管には施錠等の措置を行わせている。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の秘密の保持 ・特定個人情報の収集の制限 ・特定個人情報の適正管理 ・特定個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・特定個人情報の複写又は複製の禁止 ・承認の無い再委託の禁止 ・特定個人情報の資料等の返還等 ・従事者への周知 ・実地調査 ・事故発生時における報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・委託契約書において、再委託は禁止しているが、秋田県の承認を得た場合のみ再委託を認めている。その場合、再委託先にも委託先と同等の特定個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させている。</p> <p>・また、再委託先を含む各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。</p> <p>・再委託先における特定個人情報の取扱いの状況についても、秋田県が必要に応じて随時調査できることとしている。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	○他自治体 ・国税連携システム(eLTAX)を利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	○他自治体 ・国税連携システム(eLTAX)を利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○他自治体 ・国税連携システム(eLTAX)において他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	○他自治体 ・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・また、国税連携システム(eLTAX)において、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><税務総合システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログインした職員の利用者権限によって、照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じて情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができるようにプログラム制御を行う。 ・操作ログによるチェックができるようにし、定期的に情報システム管理者および情報システム担当者によるチェックを行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと統合宛名システム、既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><秋田県における措置> ①税務総合システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、指紋認証により入退室管理がされている。また、システムの設置場所には、税務課のシステム担当職員が常駐し、部外者は立ち入りできない。 ②サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③サーバー機器等に係る電源についても、無停電電源装置を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><秋田県における措置> ①全てのサーバー及び業務端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行っている。 ②不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置している。また、外部のネットワークとの間でアクセスできないように制御している。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容		
	—	—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・地方税法の規定により、秋田県に提出される申告書等は、修正申告書等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報については古い情報のまま保管されることがある。</p> <p>・なお、賦課徴収のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して最新の特定個人情報に更新する場合があります。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>・保管期間を経過した特定個人情報については、電子情報の場合は、復元及び判読ができないよう消去する。また、申告書等の紙媒体の場合は、外部業者による溶解処理をするとともに、その記録を残している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p><税務総合システムの運用における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p><税務総合システムの運用における措置> ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。 ・国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を「受けている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p><秋田県における措置> ①新規採用職員研修において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を行っている。また、税務新任者研修においても同様の教育を行っている。 ②受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・不服審査チーム 所在地 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 電話番号 018-860-4091
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	秋田県総務部税務課 税務電算チーム 所在地 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 電話番号 018-860-1130
②対応方法	問い合わせ受付時に受付票を作成し、内容及び対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年7月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる。
②実施日・期間	令和2年5月1日から令和2年6月1日まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	無し
⑤評価書への反映	無し
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年7月7日
②方法	秋田県個人情報保護審査会へ諮問
③結果	指針に定める実施手続等に適合した評価が実施され、評価内容は妥当と認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 7②所属長	税務課長 高橋 孝弘	税務課長 高橋 邦武	事後	軽微な変更(担当部署の所属長の変更)
平成30年1月25日	I 7②所属長	税務課長 高橋 邦武	税務課長 伊東 弘毅	事後	軽微な変更(担当部署の所属長の変更)
平成30年1月25日	II 6①保管場所	<p><税務総合システムにおける措置> ・略</p> <p><国税連携システムにおける措置> ・庁内の入退室管理が行われているサーバー室に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバー室内への入退室には、ICカードとパスワードにより入退室する者の管理を行う。また、24時間監視カメラにより、入退室した者の行動等を記録する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略</p>	<p><税務総合システムにおける措置> ・略</p> <p><国税連携システムにおける措置> ・庁内の入退室管理が行われているサーバー室に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバー室内への入退室には、指紋認証により入退室する者の管理を行う。また、24時間監視カメラにより、入退室した者の行動等を記録する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略</p>	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ
平成30年1月25日	III 3ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<p>・税務総合システム(特定個人情報を取扱う場合)には、職員毎にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、アクセスに必要なパスワードについては、定期的に変更する。</p> <p>・税務総合システムにはファイアウォールによるアクセス制御をし、登録された端末しか接続できないように制限する。</p> <p>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p>	<p>・税務総合システムの使用にあたっては、静脈認証により端末を起動させ、職員毎にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、アクセスに必要なパスワードについては、定期的に変更する。</p> <p>・税務総合システムにはファイアウォールによるアクセス制御をし、登録された端末しか接続できないように制限する。</p> <p>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ
平成30年1月25日	III 4特定個人情報ファイルの閲覧・更新者の制限 具体的な管理方法	<p>・委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定している。また、委託先(再委託先を含む)各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。</p> <p>・システムの使用にあたっては、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。</p>	<p>・委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定している。また、委託先(再委託先を含む)各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。</p> <p>・システムの使用にあたっては、静脈認証により端末を起動させ、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ
平成31年3月27日	II 4委託事項3 ⑥委託先名	株式会社フィディア情報システムズ	アポロ情報システムズ株式会社	事後	委託先業者の変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	I 2システム5 ②システムの機能	<p>・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LG WAN)を通じ国税連携システムに送付される。</p> <p>・国税連携システムには、</p> <p>①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。</p> <p>②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。</p> <p>等の機能がある。</p>	<p>・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LG WAN)を通じ国税連携システムに送付される。</p> <p>・国税連携システムには、</p> <p>①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。</p> <p>②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。</p> <p>③地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体に送付する。</p> <p>等の機能がある。</p>	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正
平成31年3月27日	I 7②所属長	税務課長 伊東 弘毅	課長	事前	項目変更による修正
平成31年3月27日	(別添1)事務内容	他都道府県 所得税申告書データ	他自治体 所得税申告書データ／寄附金税額控除データ	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正
平成31年3月27日	II 5提供先2	—	他自治体の長(都道府県及び市区町村)	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	Ⅲ5リスク1 具体的な方法	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 ・なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 ・なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・国税連携システムを利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システムに記録される。 	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正
平成31年3月27日	Ⅲ5リスク1 ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムを利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおいて他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正
令和2年1月14日	I 1②事務の内容 ※ (別添1)事務の内容	eLTAX(地方税ポータルセンター) 国税連携システム	地方税ポータルセンタ(eLTAX) 国税連携システム(eLTAX)	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	I 2システム5 ①システムの名称	国税連携システム	国税連携システム(eLTAX)	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	I 2システム5 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構(旧一般社団法人地方税電子化協議会)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システムに送付される。 ・国税連携システムには、 <ul style="list-style-type: none"> ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 ③地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体に送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構(旧一般社団法人地方税電子化協議会)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、 <ul style="list-style-type: none"> ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 ③地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体に送付する。 	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	II 3③入手方法(その他)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN→国税連携システム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、専用回線)	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	II 3③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ＜国税庁、他の都道府県からの(国税連携システムによる)入手＞ ・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜国税庁、他の都道府県からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手＞ ・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	II 3④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ＜本人又は本人の代理人からの入手＞ ・略 ＜国税庁、他の都道府県からの(国税連携システムによる)入手＞ ・個人事業税の課税を行うため、国税庁から国税連携システムを経由して、電子データにより情報を入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜本人又は本人の代理人からの入手＞ ・略 ＜国税庁、他の都道府県からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手＞ ・個人事業税の課税を行うため、国税庁から国税連携システム(eLTAX)を経由して、電子データにより情報を入手する。 	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	II 3⑧使用方法	1. 課税管理事務 ・申告や届出等による情報や国税連携システムを通じて入手した所得税申告書等データから課税事務に使用する。 2. 収納管理事務 ・略 3. 滞納管理事務 ・略	1. 課税管理事務 ・申告や届出等による情報や国税連携システム(eLTAX)を通じて入手した所得税申告書等データから課税事務に使用する。 2. 収納管理事務 ・略 3. 滞納管理事務 ・略	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	II 4委託の有無	4件	5件	事後	国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴う軽微な修正
令和2年1月14日	II 4委託事項5	—	国税連携システム(eLTAX)に係るサービス提供業務	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更には当たらない。 (国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴うもの)
令和2年1月14日	II 6①保管場所	<税務総合システムにおける措置> 略 <国税連携システムにおける措置> ・庁内の入退室管理が行われているサーバー室に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバー室内への入退室には、指紋認証により入退室する者の管理を行う。また、24時間監視カメラにより、入退室した者の行動等を記録する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	<税務総合システムにおける措置> 略 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・データセンター内に構築したサーバに保管し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐため、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更には当たらない。 (国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴うもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	II 6②保管期間 その妥当性	<p><税務総合システムにおける措置> 略</p> <p><国税連携システムにおける措置> 国税連携システムについては、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成としているため、保管期間を2年間としている。</p>	<p><税務総合システムにおける措置> 略</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)については、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成としているため、保管期間を2年間としている。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	II 6③消去方法	<p><税務総合システムにおける措置> ・略</p> <p><国税連携システムにおける措置> ・国税連携データについては、操作手引き書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略</p>	<p><税務総合システムにおける措置> ・略</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携データについては、操作手引き書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	III 2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>・略</p> <p>・国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか接続されておらず、国税庁から送信される情報しか入手することができない。他都道府県に課税権があると判明した場合には、速やかに他都道府県に回送する。</p>	<p>・略 (eLTAXからの入手分)</p> <p>○国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が本県を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。他都道府県に課税権があると判明した場合には、速やかに他都道府県に回送する。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	III 2リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>・略</p> <p>・略</p> <p>・国税連携システムからの情報は、あらかじめ定められた項目のみ情報を受領するので、必要な情報以外を入手することはできない。</p>	<p>・略</p> <p>・略 (eLTAXからの入手分)</p> <p>国税連携システム(eLTAX)では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、国税庁が本県を送信先と設定することにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等に定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容	・略	・略 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手先である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・略 ・略	・略 ・略 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	・略 ・略 ・他機関から提供された場合 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の個人番号の真正性の確認は、上記の本人から個人番号の提供を求める場合と同様である)	・略 ・略 ・他機関から提供された場合 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・略 ・略 ・略	・略 ・略 ・略 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・略 ・国税連携システムから入手する場合は、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを介し、ユーザID、パスワード認証を実施し情報を入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・略 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉鎖網であるLGWANを利用するとともに、暗号化を行っている。 	事後	軽微な修正であり、重要な変更に当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・略 ・略 	<ul style="list-style-type: none"> ・略 ・略 ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。 当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。 	事後	国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴う軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	Ⅲ5リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 ・なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・国税連携システムを利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システムに記録される。 	<p>○他自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)を利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。 	事後	国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴う軽微な修正
令和2年1月14日	Ⅲ5リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムを利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	<p>○他自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)を利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	事後	軽微な修正であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムにおいて他自治体への特定個人情報提供を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	<p>○他自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)において他自治体への特定個人情報の提供を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ5リスク3 リスクに対する措置の内容	<p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。 	<p>○他自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・また、国税連携システム(eLTAX)において、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。 	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	IV1①自己点検 具体的なチェック方法	<p><税務総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略 	<p><税務総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の達成状況について、自己評価を実施している。 	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	IV1②監査 具体的な内容	<p><税務総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「秋田県電子情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報システム管理者が定期的に監査を行うこととしている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 	<p><税務総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。 ・国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 	事後	国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更等に伴う軽微な修正
令和2年1月14日	IV2従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><秋田県における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①新規採用職員研修において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を行っている。また、税務新任者研修においても同様の教育を行っている。 ②受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	<p><秋田県における措置></p> <p>新規採用職員研修において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を行っている。また、税務新任者研修においても同様の教育を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <p>担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	IV1①自己点検 具体的なチェック方法	<p><税務総合システムの運用における措置> ・略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略</p>	<p><税務総合システムの運用における措置> ・略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	IV1②監査 具体的な内容	<p><税務総合システムの運用における措置> ・「秋田県電子情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報システム管理者が定期的に監査を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略</p>	<p><税務総合システムの運用における措置> ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。 ・国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>	事後	国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更等に伴う軽微な修正
令和2年1月14日	IV2従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><秋田県における措置> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略</p>	<p><秋田県における措置> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略 <国税連携システム(eLTAX)における措置> 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月12日	Ⅱ 4委託事項3	自動車二税及び軽油引取税のデータエントリー業務	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)及び軽油引取税のデータエントリー業務	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	Ⅱ 4委託事項3 ①委託内容	申告書等(自動車取得税、自動車税、軽油引取税)のパンチ入力によるデータ化	申告書等(自動車税「種別割・環境性能割」、軽自動車税「環境性能割」、軽油引取税)のパンチ入力データ処理	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	Ⅱ 4委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(対象となる本人の範囲)	自動車取得税、自動車税、軽油引取税に係る納税者	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)、軽油引取税に係る納税者	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	Ⅱ 4委託事項4	自動車二税申告受付業務	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)申告受付業務	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	Ⅱ 4委託事項4 ①委託内容	自動車二税に係る申告書受付、申告書と自動車検査証の照合	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)に係る申告書の受付・自動車検査証との照合	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	Ⅱ 4委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(対象となる本人の範囲)	自動車取得税、自動車税に係る納税者	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)、に係る納税者	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	Ⅱ 4委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(その妥当性)	委託先は、自動車二税申告受付業務を行うため、自動車取得税及び自動車税の納税者の情報を取り扱う必要がある。	委託先は、自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)、の申告受付業務を行うため、各納税者の情報を取り扱う必要がある。	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	Ⅲ 2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認を行う。 (略)	・本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード(令和2年5月25日法改正以降有効なものに限る。以下同じ。)と運転免許証又は旅券等の書類で確認を行う。 (略)	事後	法改正による取扱いの変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	Ⅲ 2リスク4 リスクに対する措置の内容	・県税事務所に来所する場合は、窓口で対面にて收受し、郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに送付してもらうよう周知する。 (略)	・県税事務所に来所する場合は、窓口で対面にて收受し、郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに送付してもらうよう周知する。 ・收受した書類については、施錠管理できる書庫に厳重に保管する。 (略)	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月12日	Ⅲ3リスク2 ユーザ認証の管理(具体的な管理方法)	(略) ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	(略) ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・ユーザーのシステムへのログイン状況について、アクセスログによる定期的な確認を行う。	事後	記載内容の追加で、重要な変更にあたらない。
令和2年7月12日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理(具体的な管理方法)	(略) ②失効管理 ・職員に異動等の事由が生じた場合は、システム管理者が異動情報を確認し、当該IDを失効させる。	(略) ②失効管理 ・職員に異動等の事由が生じた場合は、システム管理者が異動情報を確認し、当該IDを失効させる。 ③アクセス権限管理表の整理等 ・アクセス権限の管理表は人事異動のタイミングで追加・削除等の整理を行う。	事後	記載内容の追加で、重要な変更にあたらない。
令和2年7月12日	Ⅲ3リスク2 特定個人情報の使用の記録(具体的な管理方法)	(略) ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により定期的なチェックを行う。	(略) ・不正な操作が無いことについて、情報システム管理者が操作履歴により定期的なチェックを行う。	事後	記載内容の追加で、重要な変更にあたらない。
令和2年7月12日	Ⅲ3リスク3 リスクに対する措置の内容	(略) ・受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。また、業務外で使用しないよう仕様書に定め、各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させているほか、操作履歴により定期的なチェックを行う。	(略) ・受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。また、業務外で使用しないよう仕様書に定め、各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させているほか、操作履歴により定期的なチェックを行う。 ・受託業者の情報セキュリティ教育の状況について確認を行う。	事後	記載内容の追加で、重要な変更にあたらない。
令和2年7月12日	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	(略) ・操作履歴により定期的なチェックを行う。	(略) ・情報システム管理者および複数のシステム担当者が、操作履歴により定期的なチェックを行う。	事後	記載内容の追加で、重要な変更にあたらない。
令和2年7月12日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限(具体的な制限方法)	(略) ・システムの使用にあたっては、静脈認証により端末を起動させ、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。	(略) ・システムの使用にあたっては、静脈認証により端末を起動させ、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。 ・資料の運搬・保管等については施錠管理とし、業務従事者以外の閲覧等ができないように講じている。	事後	記載内容の追加で、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月12日	Ⅲ4 特定個人情報の消去ルール	(略) ・データエントリーにおいて、委託先から提供した特定個人情報等を受領時には納品書等に数量を記載させ、引き渡し時との件数の整合性を確認している。	(略) ・データエントリーにおいて、委託先から提供した特定個人情報等を受領時には納品書等に数量を記載させ、引き渡し時との件数の整合性を確認している。 ・記録媒体は秋田県が提供する機材を使用し、運搬・保管には施錠等の措置を行わせている。	事後	記載内容の追加で、重要な変更当たらない。
令和2年7月12日	Ⅲ4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保(具体的な方法)	(略) ・また、再委託先を含む各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。	(略) ・また、再委託先を含む各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。 ・再委託先における特定個人情報の取扱いの状況についても、秋田県が必要に応じて随時調査できていることとしている。	事後	記載内容の追加で、重要な変更当たらない。
令和2年7月12日	Ⅲ6リスク1 リスクに対する措置の内容	<税務総合システムにおける措置> ・ログインした職員の利用者権限によって、照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じて情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができるようにプログラム制御を行う。 ・操作ログによるチェックができるようにする。 (略)	<税務総合システムにおける措置> ・ログインした職員の利用者権限によって、照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じて情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができるようにプログラム制御を行う。 ・操作ログによるチェックができるようにし、定期的に情報システム管理者および情報システム担当者によるチェックを行う。 (略)	事後	記載内容の追加で、重要な変更当たらない。
令和2年7月12日	Ⅲ7リスク1 ⑥技術的対策(具体的な対策の内容)	<秋田県における措置> ①全てのサーバー及び業務端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行っている。 ②不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置している。また、外部のネットワークとの間でアクセスできないように制御している。 (略)	<秋田県における措置> ①全てのサーバー及び業務端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行っている。 ②不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置している。また、外部のネットワークとの間でアクセスできないように制御している。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (略)	事後	記載内容の追加で、重要な変更当たらない。
令和2年7月12日	V1①請求先	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・広聴班	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・文書指導班	事後	組織改正による軽微な修正